

新婚生活を 応援します！！

大江町結婚新生活支援事業



以下の世帯の要件に該当する場合に補助を受けることができます。

■ 概要

対象となるかた	次の①～⑥の要件を全て満たす世帯です。 ①令和3年4月1日から令和4年3月31日までに婚姻届けを提出したご夫婦であること ②ご夫婦ともに婚姻日における年齢が45歳以下であること ③対象となる住宅が大江町内にあり、夫婦又は夫婦のいずれかがその住宅に居住していること ④ご夫婦ともに町税等の滞納が無いこと ⑤他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと ⑥過去にこの補助金の交付を受けていないこと	
対象となる費用	新居の住居費	㍑新居の購入費 ㍑新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
	新居への引越費用	㍓引越業者や運送業者に支払った引越費用
補助金額	㍑～㍓を合わせて1世帯あたり上限30万円です。	
申請方法	申請書に必要書類を添えて下記まで申請ください。 不明な点がある場合は、下記へお問合せください。 ※先着順で申込を受付し、予算に達し次第募集を終了とします。	

【お問合せ先】政策推進課政策推進係 ☎ 62-2118

■ 申請手続 申請書【様式第1号】に次の書類を添えて政策推進課へ申請ください。

- ①戸籍謄本（全部事項証明）
- ②令和2年中のご夫婦の所得証明書
- ③令和2年度の納税証明書
- ④貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類
- ⑤住居の売買契約書の写し
- ⑥住居の賃貸借契約書の写し
- ⑦住宅（住居）手当支給証明書【様式第2号】
- ⑧引越に係る領収証
- ⑨収入等現況証明書【様式第3号】
- ⑩無職・無収入申立書【様式第4号】

※奨学金返済中の方に限る

※新居を購入した方に限る

※新居を賃貸した方に限る

※支給の有無に限らず給与所得がある方全員

※引越業者又は運送業者を利用した方に限る

※結婚を機に夫婦双方又は一方が転職した場合

※結婚を機に夫婦双方又は一方が離職した場合

